

平成26年度 第1回 城陽市障がい者自立支援協議会 全体会次第

日時 平成26年10月20日(月) 午後2時より

場所 城陽市役所2階 第1会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議事

- (1) 城陽市障がい者自立支援協議会の設置要綱から設置条例への変更について
- (2) 城陽市手話言語条例(仮称)について
- (3) 障害者優先調達推進法における今年度目標と昨年度実績について

4. 報告

- (1) 事務局からの報告
- (2) 地域支援部会からの報告

5. 協議事項

- (1) 城陽市障がい者自立支援協議会全体会の傍聴に関する要領(案)について
- (2) 障がい者差別のないまちづくりについて

6. その他

7. 閉会

資料

- ①城陽市障がい者自立支援協議会名簿 …資料1
- ②「3. 議事」についての資料 …資料2
- ③平成26年度城陽市障がい者自立支援協議会の取り組みについて …資料3
- ④各専門部会報告書 …資料4
- ⑤平成26年度城陽市障がい者自立支援協議会地域支援部会の取り組みについて …資料5
- ⑥差別に関するアンケート …資料6

○城陽市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成23年9月1日

告示第61号

(設置)

第1条 障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会の構築、障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制に関する協議を行う場として、城陽市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築及び改善に関すること。
- (3) 障がい福祉に係るサービスの開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい福祉の計画に関すること。
- (6) その他障がい福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談支援事業所の関係者
- (3) 医療機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 障がい当事者団体の代表
- (6) 地域住民の代表
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(協議会の委員の任期)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営調整会議)

第9条 協議会全体の円滑な運営、協議会への報告又は専門部会間の調整に関する協議を行うため、協議会に運営調整会議を置く。

(専門部会)

第10条 第2条に定める協議会の所掌事務に関する個別の課題について、必要な調査、検討等を行わせるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。ただし、市長が適当と認めるときは、協議会の庶務を指定相談支援事業所に委託することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(平成26年10月1日付廃止)

城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の例外等)

第4条 第2条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 第2条に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

(特別委員及び専門委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。
2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。
3 特別委員にあつては特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員にあつては専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解職され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。
2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年（2014年）10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に存する合議体で別表に掲げる附属機関に相当するものをいう。）の委員である者は、それぞれ施行日に同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
城陽市技能功労者選考委員会	城陽市技能功労者の選考に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市障がい者自立支援協議会	障がい福祉の計画や増進等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	2年
城陽市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、地域密着型介護サービス費等の支給及び指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年
城陽市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2年
城陽市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する老人ホームへの入所措置及び当該措置の継続の要否に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市休日急病診療所運営委員会	城陽市休日急病診療所の運営及び診療所における事故対策等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	8人以内	2年
城陽市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	3年
城陽市要支援児童に対する加配保育士の配置の可否その他要支援児童の保育に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	要支援児童に対する加配保育士の配置の可否その他要支援児童の保育に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	5人以内	1年
城陽市生涯学習推進会議	生涯学習の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期

辻奨学生選考委員会	辻奨学生の選考及び奨励金等の交付に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市就学指導委員会	心身に障がいのある児童、生徒及び幼児に対して行う就学指導に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	35人以内	2年
城陽市立幼稚園就園指導委員会	心身に障がいのある幼児の就園指導に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2年
城陽市史跡整備委員会	城陽市内に所在する国指定史跡等の整備計画に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	6人以内	2年

城陽市障がい者自立支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成26年城陽市条例第15号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、城陽市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第2条 条例第3条に規定する市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 相談支援事業所の関係者
- (2) 医師
- (3) 教育職員
- (4) 障がい者団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は傍聴することができる。ただし、城陽市情報公開条例(平成14年城陽市条例第8号)第7条各号に規定する不開示情報を保護する必要がある場合には、委員の協議により非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(運営調整会議)

第6条 協議会全体の円滑な運営、協議会への報告又は部会間の調整に関する協議を行うため、協議会に運営調整会議を置く。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において処理する。ただし、市長が適当と認めるときは、協議会の庶務を指定相談支援事業所に委託することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日(平成26年10月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

城陽市障がい者自立支援協議会の傍聴に関する要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、城陽市障がい者自立支援協議会規則（平成26年城陽市規則第20号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第2条 傍聴人の定員は、3人とする。ただし、会長が協議会に諮って会議に支障がないと認められた場合は、この限りでない。

（傍聴の手続）

第3条 協議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする場合は、会議開始時刻の15分前までに、会議場入口において傍聴人受付票（別記様式）に自己の住所及び氏名を記入し、当該傍聴人受付票を事務局に提出しなければならない。

3 前項の規定により傍聴人受付票を提出した傍聴希望者の数が前条に規定する定員を超えない場合にあつては当該傍聴希望者を傍聴人に決定し、超える場合にあつては当該傍聴希望者の中から抽選により傍聴人に決定するものとする。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
- (2) 私語、談話、放歌、高笑その他騒ぎ立てること。
- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (4) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- (5) 飲食し、又は喫煙すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は他人に迷惑となる行為をすること。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た傍聴人は、この限りでない。

（会長の指示）

第7条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、当該傍聴人に対して必要な措置を講じることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による命令に従わないときは、当該傍聴人に対して会議場から退場を命じることができる。

(適用除外)

第9条 この要領の規定にかかわらず、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年法律第15号）第6条の規定に基づき設置する部会及び規則第6条に規定する運営調整会議は、傍聴を認めない。

附 則

この要領は、平成26年（2014年） 月 日から施行する。

傍聴人心得

城陽市障がい者自立支援協議会

次のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができません。

- 1 酒気を帯びていると認められる者
- 2 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- 3 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 4 その他、会長が傍聴を不相当と認める者

傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。

- 1 みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
- 2 私語、談話、放歌、高笑その他騒ぎ立てること。
- 3 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- 4 はちまき、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- 5 飲食し、又は喫煙すること。
- 6 その他、会議の秩序を乱し、又は他人に迷惑となる行為をすること。

写真、ビデオ等の撮影及び録音は禁止されています。

傍聴人は、傍聴席においては、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。撮影又は録音をする場合は、許可が必要となるため事務局に申し出ること。

傍聴人は、会長の指示に従わなければなりません。

協議会の運営上、支障があると認められる場合、会長の指示に傍聴人は従わなければなりません。

城陽市手話言語条例（仮称）の制定について

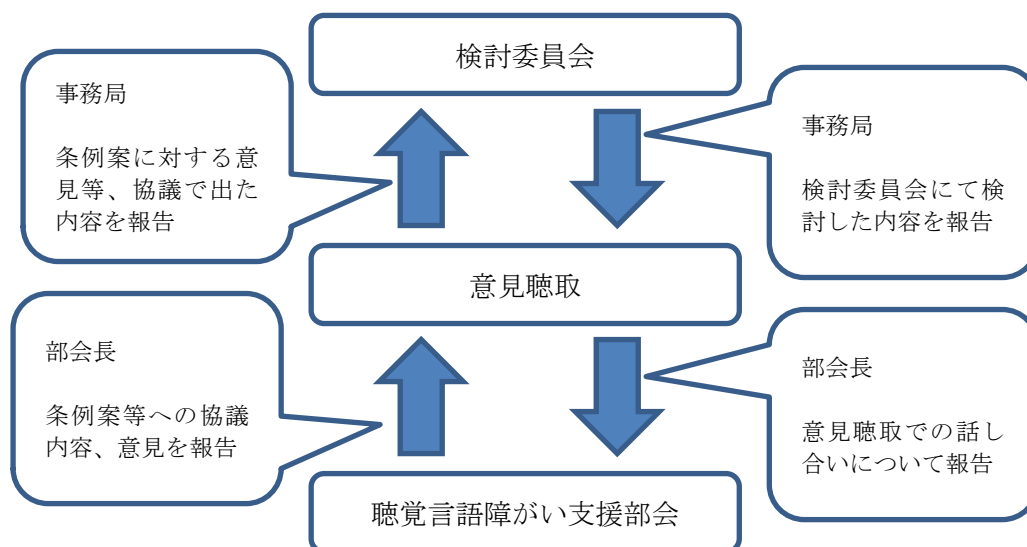
【経過】

手話は音声言語である日本語とは異なる1つの言語であり、障害者の権利に関する条約や、障害者基本法において、「手話は言語である」と位置づけられている。しかし、手話は言語という認識は、社会的には浸透しておらず、手話を使用する環境も十分には整備されているとは言えない。

全国を先駆けて、平成25年10月に鳥取県ではじめて手話言語条例が施行された。その後、他の市町も、手話言語条例を制定するようになってきた。

福祉先進都市を掲げる城陽市としても、手話が言語であるという理念を広く市民に周知し、また、手話が使いやすい環境の構築を目指すために、手話言語条例の制定に向けての取り組みを平成26年度より進めることとなった。

【条例制定に向けた組織図（イメージ図）】



検討委員会：

- 市の各部の次長級により構成（福祉保健部長が会長、各部等の次長が9名）
- 事務局として、福祉保健部次長、担当係長、担当職員（手話通訳者含む）が出席
- 手話言語条例案について検討
- 意見聴取からの意見について検討委員会として報告を受け、協議を行う
- 各部等にて、手話に係る施策について協議
- 検討委員会にて出た意見を意見聴取に報告

意見聴取：

- 全日本ろうあ連盟、京都府聴覚障害者協会、京都手話通訳問題研究会、城陽市ろうあ協会、城陽市手話通訳者会、聴覚言語障がい支援部会のそれぞれの代表より構成
- 事務局として、福祉保健部次長、担当係長、担当職員（手話通訳者含む）が出席
- 検討委員会や聴覚言語障がい支援部会の協議内容の報告を受け、それらも踏まえ、手話言語条例案、施策の推進法案について意見交換を行う
- 意見聴取にて出た意見を取りまとめ、検討委員会や聴覚言語障がい支援部会に報告

聴覚言語障がい支援部会

- 市内のろう者、手話通訳者、難聴者、要約筆記奉仕員等により構成
- 手話言語条例案について協議
- 意見聴取にて話し合われた内容を報告
- 部会にて出た意見を取りまとめ、意見聴取に報告

事務局

- 福祉保健部次長、担当係長、正規職員2名（手話通訳者含む）、嘱託職員2名（手話通訳者）により構成
- 検討委員会、意見聴取の日程調整やそれぞれで出た意見の集約を行う
- 他市町の条例について調査、研究を行う

【参考】

先に手話言語条例を制定している自治体

平成25年10月11日施行 鳥取県

「鳥取県手話言語条例」

平成26年 4月 1日施行 北海道 石狩市

「石狩市手話基本条例」

北海道 新得町

「手話に関する基本条例」

三重県 松阪市

「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」

平成26年 7月 1日施行 佐賀県 嬉野市

「嬉野市心の架け橋手話言語条例」

平成26年10月 1日施行 北海道 鹿追町

「手話に関する基本条例」

(協 議 中) 兵庫 篠山市
福島 郡山市
兵庫 三木市

城陽市手話言語条例（仮称）骨子案

1. 前文

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語として、ろう者が自らの意思や考えを表現し、伝えるとともに、他者の思いや考えを理解する意思疎通の手段として使用され、これまで育まれてきました。

平成23年8月5日に施行された障害者基本法の一部を改正する法律の規定による一部改正後の障害者基本法及び、平成26年1月20日に批准され、同年2月19日に効力が発生した障害者の権利に関する条約において、言語には手話を含むことが明記されましたが、手話が言語であるという認識は未だ社会において浸透しておらず、手話を使用する環境が十分には整っていなかったことなどから、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることに不便や不安を感じながら生活をしてきました。

このような状況に鑑み、城陽市のまちづくりにおいては、手話が言語であるとの認識を広め、手話による意思疎通ができる社会を目指し、ろう者の社会参加をより一層推進するとともに、市民にとって手話がより身近に感じることができるよう積極的に取り組むことが必要です。

ここに、手話による自由な意思疎通が保障される社会の形成についての基本理念を明らかにし、その方向性を示し、将来に向かって市及び市民が当該社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定するものです。

2. 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び、手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにし、また、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

3. 基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話による意思疎通を円滑に図る権利が全ての市民に保障されることを基本として行うこととします。

4. 市の責務

基本理念にのっとり、市民の手話についての理解を深めるとともに、手話による意思疎通ができる社会づくりを推進し、手話を用いての社会参加及び、手話の獲得、習得の機会を保障するために必要となる施策を実施することとします。

5. 市民の役割

- (1) 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力し、手話についての理解を深めるよう努めることとします。
- (2) ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めることとします。

6. 施策の策定及び推進

- (1) 市長は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定することとします。
- (2) 施策の推進方針は、市長が別に定める障がい者に係る計画との調和が保たれたものでなければならないこととします。
- (3) 施策の推進方針においては、次の事項を定めることとします。
 - ① 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
 - ② 手話の獲得及び習得に関すること。
 - ③ 手話による情報取得に関すること。
 - ④ 手話による意思疎通支援の拡充に関すること。
 - ⑤ その他、市長が必要と認めること。

7. 財政上の措置

手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。

8. 城陽市手話施策推進会議

次の事務を行うため、城陽市手話施策推進会議を設置します。

- ① 手話に関する施策についての評価。
- ② この条例及び施策の推進方針の内容についての調査及び検討。
- ③ その他、市長が必要と認めること。

城陽市における障がい者就労施設等からの物品等の 調達を推進を図るための平成26年度方針

第1 目的

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者施設等で就労する障がい者及び在宅で就労する障がい者の自立を促進するために、平成26年度方針を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達を一層推進する。

第2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関における物品等の調達に適用するものとする。

第3 障がい者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとし、できるかぎり市内に事業所のある障がい者施設等を優先することとする。

- ア 障がい者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ 物品等の調達をあっせんし、又は障がい者就労施設等と市との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口である城陽市障害者就労促進授産支援ネットワーク（あんだんて）
- オ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- キ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- ク 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ケ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

第4 平成26年度調達目標

平成26年度の調達目標を次のとおり定める。

(単位：千円)

平成26年度調達目標額	
物品および役務	8,500

調達を推進する物品等は次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、出来る限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物品

- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・ 日用品・雑貨類（被服、工芸品、手芸品等）
- ・ 農作物類（野菜、花、米、茶等）
- ・ 印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ポスター、ちらし、名刺、点字出版物等）
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 軽作業（袋詰め、封入、包装、発送等）
- ・ 清掃・除草
- ・ クリーニング
- ・ データ入力
- ・ ホームページ管理
- ・ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

第6 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

福祉保健部福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報を市のすべての機関に提供する。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

障がい者就労施設等から物品等を調達しようとする機関は、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達に際しては、可能な限りその仕様を明確化するとともに、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めるとともに、調達する物品等の性能、規格

等必要な事項について、障がい者就労施設等に対する十分な説明に努める。

(4) 共同受注窓口の活用

物品調達及び役務の受注に際し、調達の公平性の観点から、城陽市障害者就労促進授産支援ネットワーク（あんだんて）を受注窓口として活用することを推進する。

第7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

第8 その他

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。